

基本合意から10年

今月のテーマ

基本合意から10年

基本合意、障害者権利条約の実現をみんなで

2010年1月7日、国は障害者自立支援法が、障害者・家族の尊厳を深く傷つけたことを認め、法の廃止と新法制定を確約。「障害福祉施策の充実は、憲法等に基づく障害者の基本的人権の行使を支援するものであることを基本とする」としました。

あれから10年。2020年1月7日国が約束したことの履行状況を確認し、今後の障害者運動を考え合う全国集会が参議院議員会館で開催され、全国各地から400人が参加して熱気があふれました。

基本合意と私たちの歩みに確信もつて進もう

原告＝車谷美枝子（兵庫）、家平悟（東京）のみなさんの発言はころに響きました。

2010年1月7日、私たち障害者自立支援法違憲訴訟原告・弁護団は、国と「基本合意文書」を結び、自立支援法に代わる新たな法律をつくるためのスタートを切りました。

過半数を障害当事者が占めた障がい者制度改革推進会議総合福祉部会が取りまとめた骨格提言には、障害者福祉の新たな考え方方がぎっしりと詰め込まれ、原告はもとより、全国の障害のある人に大きな期待と希望を抱かせました。

しかし、その「骨格提言」は生かされませんでした。「看板のすげ替え」と揶揄されたように、自立支援法の本質が残ったままの障害者総合支援法が誕生してしまいました。私たちは言いようのないショックに見舞われました。そんな中で、はっきりと芽生えてきたのは「負けられない」という気持ちでした。あの違憲訴訟を起こしたときの想いが蘇ってきたのです。そして、これまでに増して、「基本合意を完全に実現しよう」の想いが募っていました。

基本合意に則って、厚労省との定期協議はほぼ毎年開催されています。そのたびに、基本合意の精神と内容を確認し、障害者総合支援法がもたらすさまざまな問題点を取り上げ、制度の改善を訴えてきました。ただし、厚労省の対応は冷たく、毎回のようにもどかしさや虚しさは晴れることはありません。貴重な定期協議をもっと実のあるものにしていかなければなりません。

さて、基本合意が結ばれてから、10年の歳月が流れました。もし、基本合意文書がなかったとしたらどうなっていたでしょう。おそらくあの「応益負担」はもっと幅を効かせていたに違いありません。定期協議もなかつたでしょう。岡山市での「浅田訴訟」など、各地の新たな裁判にも勇気を与えてくれています。

一方で、いまだに65歳からの「介護保険優先原則」は変わらず、自立支援医療の「応益負担」は続き、事業所の経営を苦しめる報酬の日払い制度も残ったままです。また、新たな給付減と負担増が見込まれる「全世代型社会保障改革」の動きなども心配です。そう見ていくと、現状は、基本合意の完全実現とはほど遠いと言わざるを得ません。

基本合意が結ばれた以降の大きな出来事として、障害者権利条約の批准があげられます。この権利条約は、基本合意文書の完全実現に大きな力になってくれます。これからは、基本合意と権利条約を一体化してとらえていくことが重要です。

新しい年の始まりとともに、本日ここに自立支援法違憲訴訟原告・弁護団・基本合意の完全実現をめざす会、そして私たちの活動を応援してくれるみなさんと一緒に一堂に会し、新たな道のりの一歩を踏み出すことができることを、とてもうれしく思います。道半ばで亡くなられた7人の仲間の無念さを胸に刻み、これまで通り「ひとかたまり」を大切にしながら、基本合意の完全実現をめざしてがんばっていきましょう。

アピール

局長からあきらめない運動の決意をこめました。

意」をためらっていた原告側は、基本合意が他の権利保障運動にも大きな力をもつたことを再確認できた。「みなさんと手を携えてともにがんばりましょう」と語

力きな拍手にて、おわじ

主催者あいさつで竹下義樹弁護団長は、2020年を、「権利条約の日本審査とその実現、「基本合意」の新たな10年を歩ませる節目の年として、「小さいかもしないが定期協議をやり遂げ、確実に前進してきたことに自信をもつて、次の10年に向かおう」と強調。全日本ろうあ連盟小椋理事や基本合意の完全実現をめざす会（めざす会）およびかけ人の香山リカさんの連帯あいさつ、船後清彦、木村英子、横沢たかのり、阿部知子、倉林明子、宮本徹各国会議員から激励のあいさつがつづきました。

事業大学名誉教授・元総合福祉部会長）さんは基本合意と骨格提言の意義を語り、弁護団報告で藤岡毅（弁護団事務局長）は、違憲訴訟・基本合意・定期協議の意義と価値をのべ、改善をかちとつてきた事実と障害者総合支援法が自立支援法の一部改正に過ぎないことを、基本合意を確実に実現する法整備を求めました。

訴訟からみえる障害福祉施策の近未来」はコーディネーターの藤井克徳（めざす会）・國府朋江（弁護団）さんで進行。

パネリストの原爆症認定集団訴訟弁護団＝石口俊一（弁護団長）、優生保護法被害弁護団＝藤木和子（弁護団）、浅田訴訟弁護団＝呉裕麻（弁護団長）、DPL日本会議＝今村登（事務局次長）、障害者自立支援法違憲訴訟

